

## 規 則

期末手当及び勤勉手当に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十八日

埼玉県人事委員会委員長 池 本 誠 司

### 埼玉県人事委員会規則七―一〇二

期末手当及び勤勉手当に関する規則等の一部を改正する規則

(期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正)

第一条 期末手当及び勤勉手当に関する規則(埼玉県人事委員会規則七―九三)の一部を次のように改正する。

第十二条第二項第八号中「及び第五条」を「及び第五条第一項」に、「第六条」を「第六条第一項」に、「(以下「週休日」という。)」を「、勤務時間条例第三項及び勤務時間条例第五条第二項において読み替えて準用する同条第一項又は学校職員勤務時間条例第四条第三項及び学校職員勤務時間条例第六条第二項において読み替えて準用する同条第一項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日」に、「(次号において「時間外勤務代休時間」という。 )及び」を「並びに」に改め、「以下「職員の休日等」という。」を削り、「以下「学校職員の休日等」という。」を「非常勤の職員として在職した期間にあつては、勤務日以外の日。次号において「週休日等」という。」に、同項第九号中「週休日、時間外勤務代休時間及び職員の休日等又は学校職員の休日等」を「週休日等」に改める。

第十四条中「に応じ、定年前再任用短時間勤務職員」の下に「及び任期付職員条例第四条第一項の給料表の適用を受ける職員(以下この条において「特定任期付職員」という。 )」を加え、「百分の二百十五」を「百分の三百十五」に、「百分の二百五十五」を「百分の三百七十五」に、「百分の百二・五」を「百分の百」に、「百分の百二十二・五以下」を「百分の百二十以下」、特定任期付職員にあつては、百分の二百六十二・五以下」に改める。

(期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第二条 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則(埼玉県人事委員会規則七―一〇六五)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「附則第九条第三項」を「附則第九条第二項」に改める。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。